

土木工事を計画されたら、教育委員会にお問い合わせください！

～開発に伴う埋蔵文化財の協議・届出等の手続きについて～

切土・盛土など土地の形状を変更する土木工事は、埋蔵文化財手続きの対象です。

◆手続きの対象◆

大規模な道路や施設建設の工事はもとより、森林伐採に伴う作業道や、個人住宅や店舗建設など、規模の大小に関係なく、切土、盛土など土地の形状を変更する全ての土木工事が、埋蔵文化財の手続きの対象となります。

◆埋蔵文化財とは◆

地中に埋まっている古墳、墳墓、城館跡、住居跡などの遺構や、石器、土器、鉄製品などの遺物のことを「埋蔵文化財」といいます。

また、埋蔵文化財が埋まっていることが判明している土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。

◆埋蔵文化財保護の必要性◆

埋蔵文化財は、わが国のかつての生活の様子を知り、文化や技術の発達などをたどる貴重な資料です。

そのため、工事などによって遺跡が失われることに対して、文化財保護法でその保護措置が定められています。

◆埋蔵文化財の保存と記録◆

埋蔵文化財は、土地の形状を変更せずに、現状で保存するのが最良の方法とされています。〔現状保存〕

しかし、やむを得ず土木工事などで埋蔵文化財が消滅してしまう場合は、工事前に発掘調査を行い、どのような埋蔵文化財があったかを記録します。〔記録保存〕

◆埋蔵文化財の手続き◆

土木工事を計画された場合、まずは計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しているかどうかを照会いただき、その後、所定の手続きを行ってください。（手続きの流れは別紙のとおり）

埋蔵文化財の協議、手続きを行わずに工事を実施された場合は、工事を中断して発掘調査を実施しなければならないことがあります。

また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく届出をすることが義務付けられています。

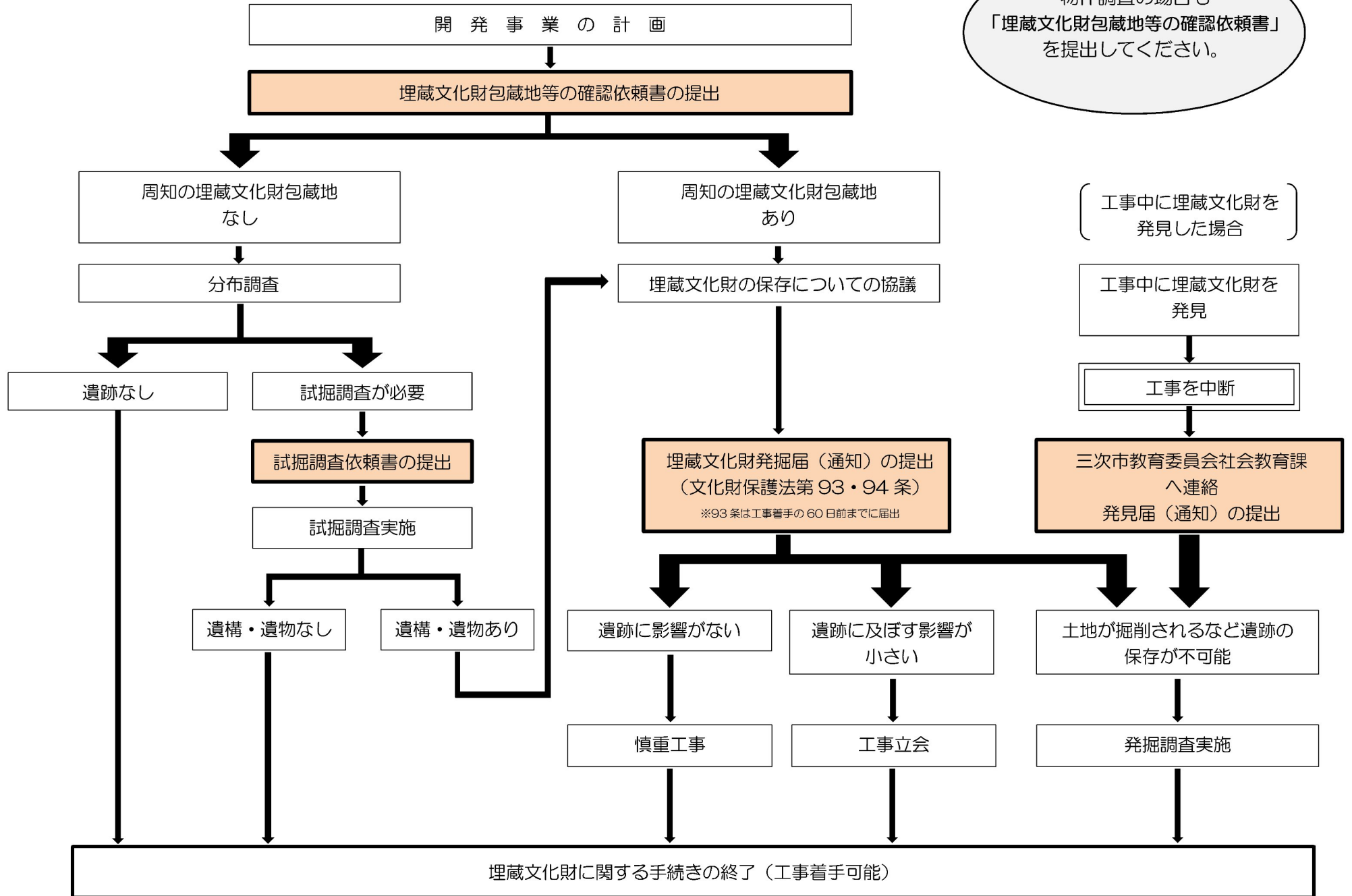
土木工事の計画がある事業主は、早めに教育委員会にご相談してください。

【問合せ先】

三次市教育委員会 社会教育課 文化学習係
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
TEL:0824-62-6191 FAX:0824-62-6288

埋蔵文化財の手続きの流れ

物件調査の場合も
「埋蔵文化財包蔵地等の確認依頼書」
を提出してください。



文化財等の有無の事前協議について

三次市内で盛土・切土等の土木工事（農業関連や森林伐採に伴う作業道の設置を含む）、建築（個人住宅の建築・改築を含む）や各種の開発事業を行う場合、文化財保護と開発事業との円滑な調整を図るため、事前に協議していただくようお願いしています。

埋蔵文化財包蔵地については、広島県教育委員会の HP 内、広島県遺跡地図より確認可能ですが、その範囲が明確でないものもあり、また、地図上に記された範囲外にも存在する可能性があります。また、新たに判明する文化財もあるため、工事を計画される場合は、事前に三次市委員会社会教育課までご相談ください。

1 対象となる事業

事前協議の対象となる地域は市内全域で、土地の形状を変更する事業は全てが対象となります。

2 提出書類等

次の書類を提出してください。提出された書類にもとづいて、専門職員が現地調査等を行い、文化財等の有無を確認後、その取扱いについて回答します。

(1) 協議書

事前協議の際には、三次市教育委員会教育長（社会教育課）宛に「埋蔵文化財包蔵地等の確認依頼書（兼回答書）」を1部提出してください。また、協議書提出の際には、次の資料を添付してください。

(2) 添付資料

- ① 計画の位置図（1/10,000～1/25,000、住宅地図など）
- ② 計画の区域図（1/500～1/1,000、地番のわかるもの）
- ③ 計画の概要を示す資料（パンフレットなどがある場合）
- ④ 工事内容がわかる平面図、断面図等
- ⑤ その他（開発計画地の写真など）

(3) 提出方法

	協議書の提出方法	回答書の受け取り方法
1	窓口へ直接提出	A 窓口（三次市教育委員会 社会教育課）
2	郵送で提出	B 郵送

3 問い合わせ・郵送先、受付窓口

三次市教育委員会 社会教育課 文化学習係 （三次市役所本館5階）

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1

TEL：(0824) 62-6191 FAX：(0824) 62-6288

<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>

受付時間：8時30分～17時15分

（土・日・祝日、12月29日～1月3日は休み）

三次市教育委員会教育長 様

埋蔵文化財包蔵地等の確認依頼書（兼回答書）

依頼の場所	三次市
面積	m ²
依頼者	事業者名： 住所： 問い合わせ先： 連絡先 Tel： Fax： E-mail：
依頼の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査 <input type="checkbox"/> 開発（工事）計画 事業名： 目的： <input type="checkbox"/> 個人住宅、 <input type="checkbox"/> 共同住宅、 <input type="checkbox"/> 店舗、 <input type="checkbox"/> 会社・工場、 <input type="checkbox"/> その他建物 <input type="checkbox"/> 宅地造成、 <input type="checkbox"/> 発電、 <input type="checkbox"/> 電波塔、 <input type="checkbox"/> 土砂採取・ゴミ埋立、 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道、 <input type="checkbox"/> その他開発（ ）
開発予定時期	令和 年 月 日

※ 太線内の必要事項を記入してください。合わせて必要書類として次のものを添付してください。

① 物件調査の場合 … 場所（範囲）のわかる地図（住宅地図等）を必ず添付ください。

② 開発（工事）計画の場合 … 場所（範囲）のわかる地図（住宅地図、公図等）を必ず添付ください。

すでに工事等の計画図、施工図、開発（工事）計画地の写真がある場合は添付してください。

（以下の欄は記入しないでください）

回答の内容

回答日	令和 年 月 日	回答番号	_____
<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財があります		・遺跡名： ・遺跡の種類： ・遺跡の時代： 開発（工事）開始 60 日前までに、文化財保護法第 93・94 条に基づく届出・通知が必要です。また、工事内容によっては発掘調査を実施しなければなりません。計画が決まりましたら、できるだけ早く協議をお願いします。	
<input type="checkbox"/> 物件調査	<input type="checkbox"/> 周知の埋蔵文化財等は確認されていません。	この場所には、周知の埋蔵文化財は有りません。 ※なお、この回答は周知の埋蔵文化財包蔵地として、現在確認されている遺跡の有無の確認であり、埋蔵文化財がないと言い切れるものではありません。本格的に開発（工事）を行われる場合は、事前に三次市教育委員会へ協議をお願いします。	
<input type="checkbox"/> 開発計画	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財の確認が必要です	この場所（計画範囲）は、埋蔵文化財の有無が確認されていません。それを明らかにするためには試掘調査を行う必要がありますので、計画が決まりましたら、できるだけ早く協議をお願いします。	
	<input type="checkbox"/> 周知の埋蔵文化財等は確認されていません。	この場所には、周知の埋蔵文化財等は確認されていませんが、工事中に新たに発見された場合にはご連絡ください。	
<input type="checkbox"/> その他留意事項			

【問合先】：三次市教育委員会社会教育課文化学習係（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）

Tel：0824 - 62 - 6191 Fax：0824 - 62 - 6288 E-mail：bunka@city.miyoshi.hiroshima.jp

※ 詳細についてのお問い合わせは、回答番号をお知らせください。

〔様式1〕

提出日

令和 5 年 〇 月 〇 日

三次市教育委員会教育長 様

埋蔵文化財包蔵地等の確認依頼書 (兼回答書)

依頼の場所	三次市 十日市中二丁目8番1号
面積	8,000 m ²
依頼者	事業者名: 個人の場合 氏名 法人の場合 事業所名および代表者氏名 住所: 広島県〇〇市〇〇町〇〇 △△番地△△ 問い合わせ先: 所属・担当者名 ※書類に関する問い合わせをする場合があります。 連絡先 Tel: 0824-00-0000 Fax: 0824-00-0000 E-mail: 00000@000.000.co.jp
依頼の目的 どちらかにチェック	<input type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 開発(工事)計画 事業名: <u>〇〇邸新築工事</u> ※必ず記入してください。 目的: <input checked="" type="checkbox"/> 個人住宅、 <input type="checkbox"/> 共同住宅、 <input type="checkbox"/> 店舗、 <input type="checkbox"/> 会社・工場、 <input type="checkbox"/> その他建物 <input type="checkbox"/> 宅地造成、 <input type="checkbox"/> 発電、 <input type="checkbox"/> 電波塔、 <input type="checkbox"/> 土砂採取・ゴミ埋立、 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道、 <input type="checkbox"/> その他開発 ()
該当にチェック	
開発予定時期	令和 5 年 7 月 1 日

※ 太線内の必要事項を記入してください。合わせて必要書類として次のものを添付してください。

- ① 物件調査の場合 … 場所(範囲)のわかる地図(住宅地図等)を必ず添付ください。
- ② 開発(工事)計画の場合 … 場所(範囲)のわかる地図(住宅地図、公図等)を必ず添付ください。すでに工事等の計画図、施工図、開発(工事)計画地の写真がある場合は添付してください。

(以下の欄は記入しないでください)

開発(工事)計画の添付資料について

(1) 場所(範囲)のわかる地図

現地を確認する場合がありますので、計画地付近の目印などがわかるような地図を添付してください。

●例

- ・広域の地図(1/10,000~1/25,000, 住宅地図など)
- ・拡大図(1/500~1/1,000, 地番のわかるもの)

(2) 工事等の計画図, 施工図(作成済みの場合)

どのような工事方法かわかる資料を添付してください。

●例

- ・平面図(土地のどこに, どれくらいの範囲の工事をするか)
- ・断面図(切土, 盛土の幅や深さなどがわかる資料)
(表土の漉き取りを行うかどうか)
(土壌改良などを行う場合は, その深さ)
(管の打ち込みの場合, 管の径や深さなどがわかる資料)

(3) 開発(工事)計画地の写真

現況の地形や状況がわかるような写真

新たに発見された場合はご連絡ください。

【問合せ】: 三次市教育委員会 社会教育課 文化学習係 (三次市十日市中2丁目8番1号)

Tel: 0824-62-6191 Fax: 0824-62-6288 E-mail: bunka@city.miyoshi.hiroshima.jp

※ 詳細についてのお問い合わせは、回答番号をお知らせください。

枠内を確認し、記入・添付の上、1部を三次市教育委員会に提出してください。